酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス　コアグランス、バチルス　サブチルス、バチルス　セレウス、バチルス　バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム　サーモフィラム、ビフィドバクテリウム　シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス　アシドフィルス、ラクトバチルス　サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ及びリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四　（略）

附　則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

○農林水産省告示第二千百六十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十二号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
一　（略） 二　アンプロリウム・エトパベート製剤、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤、ナイカルバジン製剤及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製剤	一　（略） 二　アンプロリウム・エトパベート製剤、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤、デコキネート製剤、ナイカルバジン製剤及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製剤

附　則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

○農林水産省告示第二千百六十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第2章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1　（略） 2　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略）	第2章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1　（略） 2　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略）
フィターゼの種類	フィターゼの種類
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(137) フィターゼ（その1）	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(140) フィターゼ（その1）
同(137) フィターゼ（その2の(1)）	同(140) フィターゼ（その2の(1)）
算出方法	算出方法
（略）	（略）
（略）	（略）